

一緒に

考えませんか？

本当に大切なもの！

= 大飯原発差止め訴訟 =

10月4日（土）

13:30~15:00

越前市生涯学習センター2F研修室

越前市役所 北側

参加費：無料

駐車料：無料

(お帰りの時にチケットをお渡します。)

私たちにとって

福井地裁判決の意義

講師：坪田康男 弁護士

(大飯原発差止め訴訟原告弁護団副団長)

去る5月21日、福井地方裁判所は『人格権』を最優位に置き「大飯発電所3号機および4号機の原子炉を運転してはならない」との判決を言い渡しました。

福井地裁判決の意義は？ 判決のいう「国富」とは？ 一緒に考えてみませんか？

主催：原子力防災計画を考える越前市民の会

〒915-0813 越前市京町1-4-33 Tel 090-7083-8921 (若泉)

